文化の種まき応援事業実施要綱

（目的）

第１条　文化があふれるまちづくり委員会（以下「委員会」という。）が、瀬戸内市民が主体的に活動する文化芸術団体等に対し、委員会の財源の中から助成を行う事業、また、該当団体による事業を「文化があふれるまちづくり委員会関連事業」として明示する事業を「文化の種まき応援事業」と称し、市民が主体的に行う文化芸術活動に加速度をつけ瀬戸内市における文化芸術が発展することを目的とする。

（対象団体等）

第２条　関連事業の対象団体等は次のとおりとする。

①瀬戸内市内で、芸術活動をしている団体、またはその集合体。（法人格・任意団体問わず）

②その他、今後活動効果が期待される団体。

※関連事業の対象団体は次の要点をすべて満たすものとする。

（ａ）瀬戸内市内に活動の拠点を置いている団体。（事務局等）

（ｂ）年度を通して、継続した活動が見込まれること。

（ｃ）団体の規約・名簿・会計処理がととのっていること。

（対象事業）

第３条　関連事業の対象となる事業は次のとおりとする。

①瀬戸内市の特色を織り込んだ活動であり、市内外に瀬戸内市の良さを発信する事業。

②その他、委員会の目的達成のために必要な事業等で、委員会が特に必要と認めたもの。

※次に掲げるものについては助成の対象としない。

（ａ）成果の発表や周知、啓発活動等において瀬戸内市の特色が取り入れられておらず、団体内で完了する事業。

（ｂ）前年度に交付を受けた単一団体による事業。ただし、助成を希望しない単一団体についてはこの限りではない。

（助成金額）

第４条　助成金の上限について、

単一団体については５万円とする。

集合体やイベントについては、その規模により、交付額を決定する。

（助成期間）

第５条　助成期間は単年度内（通年）とする。

４月１日から翌年３月３１日とする。

（申請手続）

第６条　助成の有無にかかわらず関連事業の認定を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、委員会の指定する申請書類と添付書類（活動の様子がわかるもの）を添えて、中央公民館窓口に提出するものとする。

募集は、４月１日から７月末日午後５時までとし、締めきり、審査する。

ただし、申請が計画していた件数に達さない場合は速やかに追加募集する。

また、大災害や深刻な感染症等の流行及び感染拡大等が発生した際は、募集期間を変更することができる。

（助成審査）

第７条　委員会は申請をとりまとめた後、小委員会の会議において審査を行い、交付の可否及び助成金額を決定する。

同様に、助成を希望しない団体による事業についても、「文化があふれるまちづくり委員会関連事業」を明示する事業として適当であるか審査を行い、明示の可否を決定する。

審査の結果は決定通知書により、申請者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第８条　助成の決定を受けた申請者は、委員会の指定する方法で、受け取る。

（関連事業の明示他）

第９条　事業の実施にあたり、「文化があふれるまちづくり委員会関連事業」の文言を明示するものとする。委員会は関連事業について市広報や公民館だより等により、公表する。

（完了報告）

第１０条　申請者は、事業完了後、３０日以内に委員会の指定する報告書類により、委員会宛てに完了報告をするものとする。

（助成金の返還）

第１１条　委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に助成金が交付されている場合は、その全部または、一部の返還を命ずることができる。

（ａ）助成金の交付の申請について不正の事実があった場合。

（ｂ）助成金を助成の目的以外に使用した事実があった場合。

（ｃ）助成を行った活動を中止した場合、又は助成を行った活動を遂行する見込みがなくなったと認めた場合。

（ｄ）その他、この要綱に違反したと認めた場合。

付　則

この要綱は、令和２年４月２４日から施行する。